議　　第　　２５８　　号

平成２６年 ２ 月２１日提出

権利の放棄について

次のように権利を放棄する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　権利の内容　　判決により支払命令があった熊本市役所本庁舎１４階レストラン部分の行政財産使用許可に伴う使用料等に係る金銭債権

２　放棄する債権額

(1)　使用料、使用料相当額、共益費、共益費相当額及び水道光熱費
１３，３１９，４６４円

(2)　遅延損害金　　上記金額のうち、１２，２９２，８３５円に対する平成１５年８月１日から支払済みまで年５分の割合による額

３　放棄により利益を受ける者　　熊本市中央区手取本町１番１号熊本市役所１４階
株式会社　幸楽
代表取締役　二宮　義一

４　放棄の理由　　保有する資産がなく、債権回収が著しく困難である。

５　放棄の時期　　平成２６年３月３１日

（提出理由）

判決により支払命令があった熊本市役所本庁舎１４階レストラン部分の行政財産使用許可に伴う使用料等に係る金銭債権の回収が著しく困難であると認められるので、これを放棄するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。